広報
さめがわ

1971
9月号
No.214
編集兼発行
鮫川村総務課
境町・佐藤印刷所



としよりをいたわりましょう

9月15日は敬老の日、この日を中心に老人をいたわり慰める行事がいろいろと行われました。老人は長い間家庭や社会のために働いて、現在の文化遺産を残された功労者です。この人たちを尊敬し、大切に老後を守つてあげることが、私たちの義務と申せましょう。

村では80歳以上の高令者の医療費を無料にし、ねたきりの高令者には特殊ベツドをお貸しするなどしておりますが、また家庭奉仕員を設置して、巡回訪問をすることにしました。

◎ 毎月1日は 交通事故ゼロの日です
◎ 10月1日は 秋の統一祭礼
◎ 10月3日 消防の日
◎ 9月27日～10月6日 秋の交通安全運動
◎ 第3日曜日は「家庭の日」です

今月の人口

人口	6,478 (−17)
男	3,268 (−8)
女	3,210 (−9)
世帯	1,198 (−3)

特開事業で行われる
山村振興事業決まる

鮫川村は昨年国から振興山村の指定をうけて、今後四年間に行う各種の事業を計画中でしたが、そのうち「振興山村農林漁業特別開発事業」で行われる事業が、この程承認になりました。これらの事業については村内各地より、多数の希望が出ていましたが、採択基準に合う、次の事業が決まりました。

事業摘要		
農道	前作線（46）	
ほ場整備	西野地区（48） 仁田地区（49）	
コンバイン一台 バインダー十台 籾乾燥機二基 田植機四台 水稲育苗施設 トラクター一台	鮫川農協 （46～47）	
生活改善センター一棟	赤坂西野区（47）	
簡易給水施設	大竹地区（46）	
総事業費	三七、九二五千円	

（　）内は実施年度

十月六日――計量器の検査

今年は三年に一回行われる計量器検査の年に当りますので、十月六日に村公民館で午前九時から午後三時まで秤の検査が行われます。

これは計量法第一三九条第一項の規定により計量器検定所が行う定期検査で、取引上又は証明上の安全を確保し、正確な商行為と信頼性の高い社会生活が出来るため行うものです。

この検査は有料ですが故意に検査を受けなければ五万円以下の罰金に処せられます。但し検査を受けなくともよい計量器は次のとおりです。「長さ計」実目盛付直尺巻尺、はさみ尺、身長計、座高計畳尺等の物差類「秤」は感量一ミリグラム未満又は感量が一万分の一未満の質量計「ます」は金属製ます、斗桝、木製ます、陶磁製ますその他のます、等です。一般家庭の秤は検査の必要ありません。

おはなしの広場 (5)

雨台風のつめあと

村長　石田卯子八

昔から二百十日前後は災害の起りやすい季節とされてきましたが、ここ数年この季節に日本本土を直撃した台風は少く、九州四国から日本海に抜けた事例が多かつたようです。

今度の二三号台風も速度が緩慢で、一時は近畿地方から日本海に出るかという観測もありましたが、これが東にそれて房総半島をかすめて大平洋に出たため、東北南部のこの地域にも大きな被害をもたらしました。

わが村では八月二九日の午後短時間に九四㍉という稀にみる集中豪雨があり、続いて三一日に四七㍉九月一日に一一五㍉合せて二五六㍉の降雨量を記録し典型的な雨台風となりました。

これによつて生じた被害のうち村道の欠かい崩落等約三三個所国県道約一八個所、河川関係五個所、地すべりによる住宅の被害五戸、宅地や農地の欠かい流失、土砂流入など多数を出し、農作物に与えた被害も多大の額に上りました。

この調査や応急対策に追われているうちに、台風二五号が追いうちをかけ、ほゞ前と同じような進路で大平洋に抜けました。

雨は九月五日から八日に及び合せて二〇〇㍉降つています。

二三号の雨で地盤のゆるんだところに、続けざまに降りそそいだ雨は、県、村、林、農道の至るところに欠かい崩落現象を起し、交通路を寸断し、交通止めを余儀なくさせたのであります。

地すべり一〇個所、住宅被害七個所、宅地及び農地の被害も相当の数に上りました。

わが村の場合、河川は源流であるため、洪水が床上浸水に及ぶことは少いにしても山腹の崩かいによる住居への被害が恐しいのであります。

雨台風の残した爪あとは大きくこの復旧には多くの経費と時間を要します。村は道路、河川、治山等について、国県の査定をうけ災害復旧の事業を早期に進める努力をしているところであります。

各部落においては被災以来隣保共助の美風を発揮され、それぞれ応急の措置を講ぜられ、一応の安定をとり戻されたことは感謝にたえません。

近年は山林の伐採も多く、農地や宅地の造成で山肌を剝ぐ工事も多く行われますから降つただけの雨が一時に流れ出して土砂と共に鉄砲水となる危険性も多くなりました。

土地の開発とともに一面これを保護することが重要であり、災害防止の施設を常に老慮する必要を強く感ずる次第であります。

おめでた

八月
滑石　阿久津和彦　父栄二
〃　阿久津香織　〃　〃
寅卯平　舟木　明男　〃　春吉
〃　木田　国島　郁行　〃　義暦
新宿　真坂　緑川　英雄　〃　利雄
須大　斉　〃　寛一

おくやみ

八月
大下　塩　鈴木　シモ　84才　世帯主
木之内　茂　73才　清

◇法律扶助協会◇

法律扶助協会は、被害を受け又は権利を侵害されて困つているが法律上のことがわからないため、又は裁判費用、弁護士費用等がないため、泣き寝入りしている人々を法律的に救済することを目的とする財団法人です。

この協会は、国の補助を得て、被害者に費用の立替又は貸与して訴訟費用、弁護士費用にあて、各事件を法律扶助事件として取扱い裁判により権利を回復させたり又は損害賠償を得させることを任務としておりますから、事件のためお困りの方は次のところに直接又は郵便で相談して下さい。

福島市花園町5の45　福島地方裁判所構内　福島県弁護士会内
法律扶助協会福島県支部

議会だより

鮫中屋体建築契約等議決

八月二十一日に臨時議会が開かれ（全員出席）次の三議案が原案可決、認定されました。

議案第三十八号は鮫川中学校屋内運動場建築工事請負契約について、条例による議決です。（予定価格一千万円以上の工事）統合鮫川中は、本年度屋体の建築、水泳プール建設が行われ、三ヶ年継続による大事業が完成されます。

屋体の大きさは、延一、〇〇八㎡（バレーコートが二面できる）鉄骨造り、契約金額は、三千四百五十万円で本校舎建築を請負った矢吹町の高田工業株式会社が落札契約し本年末には完成の予定。

議案第三十九号は、四十五年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件で監査委員の審査意見（決算は正当と認める）が付され審議のうえ認定されました決算の概要、

事業勘定（国保会計）
歳入総額六一、二五七、二一五円
歳出総額五〇、八五一、一五〇円
差引残額一〇、四〇六、〇六五円

直診勘定（診療所会計）
歳入総額一五、〇一七、八九九円
歳出総額一三、九七〇、八一四円
差引残額一、〇四七、〇八五円

事業勘定の剰余金のうち、二、一二七、五二八円（村条例で定める支払準備基金として積立て額）は基金に積立てられ、残りが四十六年度会計に繰越された。

直診勘定の剰余金は全額四十六年度に繰越。

議案第四十号で、特別会計決算による剰余金を四十六年度の特別会計の繰越金として繰入れ補正されました。







老人をいたわりましょう

村が盛大に敬老会

鮫川村では十五日の敬老の日を待たず九月十四日に、約四百名の高令者を旧鮫中屋体に招いて、盛大な敬老会を催しました。

席上八十五才以上の高令者には県から賀寿と敬老年金が贈られ、村では八十才以上の高令者に赤い座布団などの記念品を贈りました。

また今年は、東京からキングレコード専属藤原長蔵民謡会の一行二十一名を招きタップリ民謡を楽しんでもらいました。

児童手当が支給されます

来年一月から

児童手当法が、昭和四十七年一月一日から施行実施されることになりました。

この法律では、十八才未満の児童のうち、三番目の児童（但し十四才未満）から一人一ヶ月、三千円の手当が支給されることになっています。

資格認定の請求は、村長に提出し翌月から支給されることになっていますが、公務員は除かれますただし今回にかぎり来年の一月から支給される人の認定請求は、十月一日から十二月二十八日までに受付けし、三月に支給されることになります。認定請求権者は、村内に住居を有する、父、母、祖父祖母の順序になります。

つまり三人目以下の子供が、昭和四十二年一月二日以降の生れであれば該当するわけです。なお手当を受ける本人の住所が村内であれば、扶養されている児童の住所は村外でもかまいませんが、請求する者の所得が二百万円以上あれば支給されません。詳しく知りたい方は住民課におたずね下さい。



分団旗新調
全分団に交付

このたび、消防団の分団旗を新調して各分団に交付しました。

席上、村長から「消防団のゆくところ団旗あり、分団のゆくところ分団旗あり。団旗、分団旗は消防団の象徴である。団員はこの旗の下に心を協せ今後とも消防精神を発揚し、住民の信頼にこたえてもらいたい」と訓示されました。





村民総ぐるみで
交通事故をなくそう

秋の全国交通安全運動が来る九月二十七日から十月六日までの十日間実施されます。

この運動は、歩行者、運転者、運転者の雇主その他交通に関係あるすべての者に、交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底をはかるために行われるもので、次の四点を重点目標として推進されます。

1. こどもと老人の事故防止
2. 飲酒運転の追放
3. バイク自転車の事故防止
4. 改正道路交通法周知徹底

村では、交通対策協議会交通安全協会、関係機関並びに事業所が一体となつて交通指導、道路交通法令講習会、安全施設の点検、横断歩道及び進行指示線のペイント塗替い、自転車の一せい点検並びに飲酒運転追放署名簿の作成等の事業を計画しております。

消防の日
十月三日に秋季検閲

鮫川村消防団では一昨年から、十月三日を「消防の日」として、消防意識を高め、防火思想の徹底を図ることゝし、昨年から十月三日に秋季検閲を行つておりますが、今年も鮫小校庭で検閲を行うことになりました。



◉いよいよ火災が発生しやすい季節になります、**火の元に十分注意して下さい。**

▽校舎を美しく△

西山長生会（関根銀治会長）では役員十七名で、八月六日、西山小学校花壇の草刈りをすると共にゾウキン二百六十枚と高ボウキ五十本を贈り、児童や関係者に感謝されています。



郵便番号簿が
各戸に配布されます

郵便物に郵便番号を書いていただくようになつてから、早くも三年目を迎えました。

鮫川郵便局の郵便番号の記載状況は一〇〇％に近いすばらしい成績を収めております。これらのご協力に対して、更にサービスをよくするために、郵便番号をしつかり書いていただけば、都道府県名は省略でき、郵便番号だけであて先に区分され、一段とスピードアップされます。近く新しいデザインの見易い郵便番号簿が郵便局から無料で全戸に配付されます。

手づくりのごちそうで
＝敬老会＝

西山婦人会（我妻ミツ会長）は十六日西山公民館に、区内の六十才以上のお年寄り六十五名を招いて、昭和四十三年以来恒例となつている敬老会を開催しました。

午前中は記念講演、午後は婦人会員による演芸会を催しました。お年寄りは、婦人会員が朝四時頃から心をこめて作つた、赤飯やごちそうに舌ずつみうちながら、婦人会員の踊りや寸劇に拍手をおくり、楽しい一日をすごしました。

